

## 地方税法の改正による平成 27 年度の市・県民税の主な改正点

- 住宅借入金等特別控除の延長、控除限度額の拡充（居住開始年：平成 26 年～平成 29 年）  
市県民税の住宅借入金等特別控除について、居住開始年月日の適用期限（現行：平成 25 年 12 月 31 日）が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長されました。さらに、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで居住を開始した場合には、控除限度額が拡充されました。

居住開始年月日	控除限度額
平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日	所得税の総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	所得税額の総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）

※所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で市県民税から控除します。  
※平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの金額は、消費税が 8%または 10%である場合の金額です。

- 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の特例措置の廃止

申告分離所得税を選択した上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率（所得税 7%、市県民税 3%）の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降は、本則税率（所得税 15%、市県民税 5%）が適用されます。

・上場株式等の配当等に係る税率

区分	平成 26 年度課税まで	平成 27 年度課税以降
申告分離課税総合課税を選択した上場株式等の課税配当所得の金額	10%	20%
上場株式等の課税譲渡所得等の金額	(所得税 7%、市県民税 3%)	(所得税 15%、市県民税 5%)

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 21-0214

※所得税においては、復興特別所得税（基準所得税額の 2.1%）が別途加算されます。

**e-Tax** データ送信！  
または 書面で提出！

便利な **申告書の作成は** 国税庁ホームページの **「確定申告書等作成コーナー」** で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書 ICカードリーダライタ おうちで作成 ネットで申告 **e-Tax** 詳しくは **国税庁** で **検索**

## 市民税・県民税の申告および所得税の確定申告相談日程表

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 21-0214

- ◆ 期間中は、どの会場でも申告相談を受けられます。最寄りの会場や職場に近い会場など、ご都合のよい会場をご利用ください。相談時間が午後 7 時までの日も設けていますのでご利用ください。
- ◆ 有漢、成羽、川上、備中地域における地域の目安以外の人の相談は原則午後 1 時からとします。
- ◆ 期間中は、税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。
- ◆ 作成済み申告書の提出のみの場合は、税務課および各地域局、各申告会場で随時受け付けます。
- ◆ 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、坂本生活改善センター、吹屋分館、中生活改善センターに備えていますのでご利用ください（申告書の全世帯への配布は行っていません）。

月日（曜日）	会場	相談時間	地域の目安 ※
2月16日(月)	高梁総合文化会館	午前9時～午後7時	市内全域
2月17日(火)		午前9時～午後4時	
2月18日(水)	津川総合会館	午前9時～午後4時	津川町、巨瀬町
2月19日(木)	川面地域福祉センター	午前9時～午後7時	宇治町、川面町、松原町
2月20日(金)		午前9時～午後4時	
2月23日(月)	備中総合センター	午前9時～午後7時	備中町東油野・西油野・西山・田原 成羽町地域の田原・阿部山・中野田原・坂本
2月24日(火)		午前9時～午後4時	
2月25日(水)	成羽文化センター	午前9時～午後7時	成羽町成羽・羽山、宇治町
2月26日(木)		午前9時～午後4時	
2月27日(金)	川上総合学習センター	午前9時～午後7時	成羽町羽根・小泉・布寄（田原、阿部山除く）・ 長地・相坂・吹屋・中野（中野田原除く）
3月2日(月)		午前9時～午後4時	
3月3日(火)	有漢地域センター	午前9時～午後7時	川上町七地・三沢・領家・臘数・吉木
3月4日(水)		午前9時～午後4時	
3月5日(木)	有漢地域センター	午前9時～午後7時	川上町仁賀・地頭
3月6日(金)		午前9時～午後4時	
3月9日(月)	有漢地域センター	午前9時～午後7時	川上町下大竹・上大竹・高山・高山市・大原
3月10日(火)		午前9時～午後4時	
3月11日(水)	高梁総合文化会館	午前9時～午後7時	有漢町有漢（八幡・大塚・茶堂・土居・安元・ 上横見・下横見・緑丘・畦地・貞守）、中井町 有漢町有漢（信清・大谷・羽場・下市・市場・新市場・ 中市・古市・上市・鈴岳・城下・元重・山形）、巨瀬町
3月12日(木)		午前9時～午後4時	
3月13日(金)	高梁総合文化会館	午前9時～午後7時	松原町、落合町（近似を除く） 内山下から段町、松山、玉川町、高倉町大瀬 八長、落合町近似
3月16日(月)		午前9時～午後4時	

※地域の目安は混雑対策に設けていますが、限定するものではありません。生活福祉バス等の移動手段や仕事等のご都合でご利用ください。正午前後や午後 3 時以降に来場されると比較的待ち時間が少なく相談を受けられます。

## 税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！



国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。不審な電話があった場合は、税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ 高梁税務署総務課 ☎ 22-2546（音声ガイダンスに従い「2」を押してください。）